

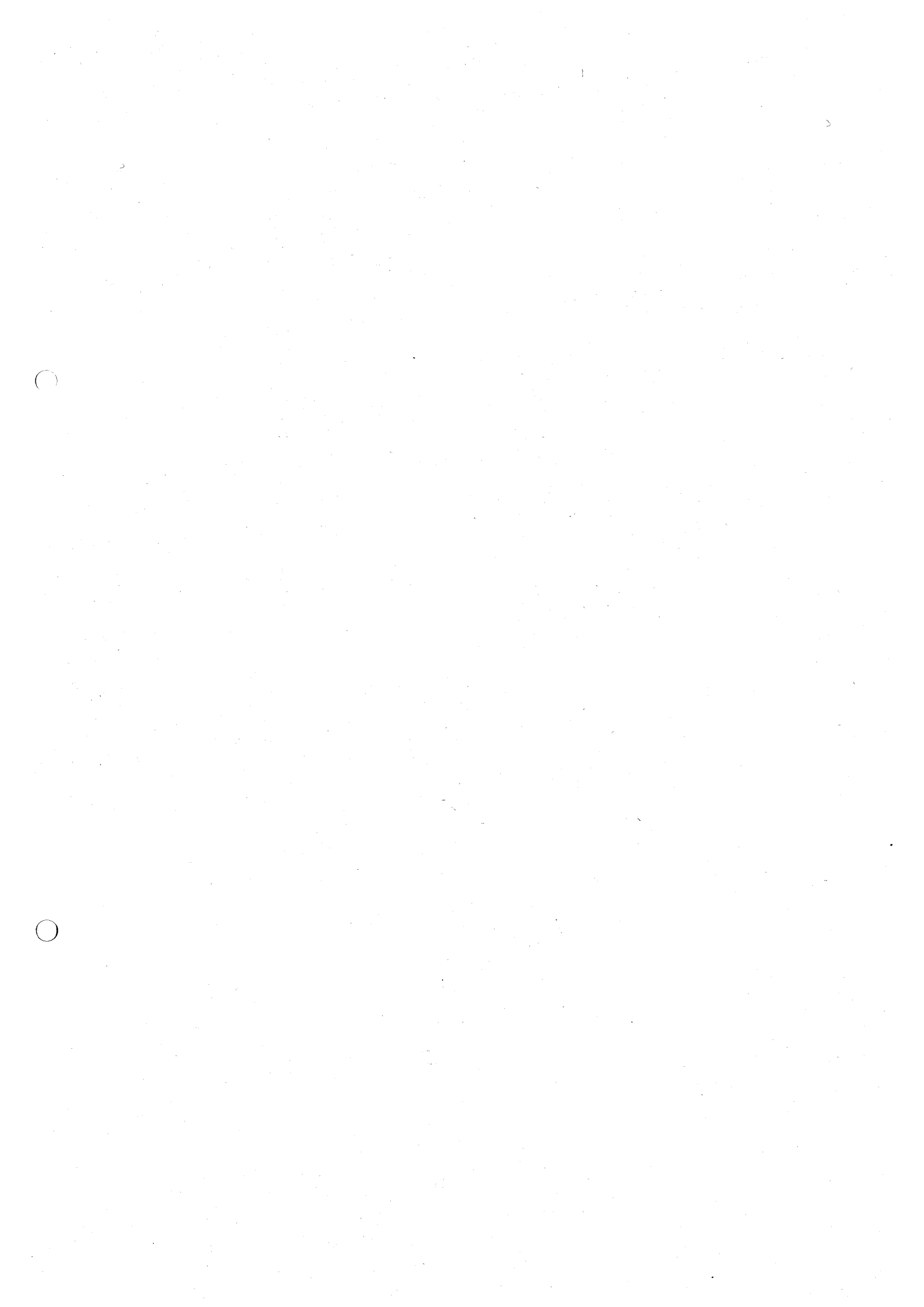
総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年二月十五日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿



総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書

平成二十九年二月十五日の参議院本会議で「米国訪問に関する報告」（以下「報告」とする）が総理によって行われました。報告のうち「地域情勢」で取り上げられた拉致問題について質問します。

一 二月九日から十三日までの総理の訪米では、日米首脳会談、ワーキングランチなどが行われました。拉致問題はどこで議題となったのでしょうか。政府の認識をお示し下さい。

二 報告では、北朝鮮については「核及び弾道ミサイル計画を放棄」することを求めるとともに「拉致問題の早期解決の重要性についても、完全に一致しました」とあります。政府は、報告において総理の主張する「早期」とはどのような時期だと認識していますか。ちなみに「大辞林」によると「早期」とは「始まって間もない時期」とあります。

三 政府は、報告において総理の主張する拉致問題の「解決」とは具体的にどのようなことを意味すると認識していますか。

四 政府は、総理がトランプ大統領に拉致問題をどう説明し、大統領からどのような回答があったと認識していますか。大統領が拉致問題を知っていたかどうかもお答え下さい。

右質問する。

